



第二中学校だより

R6 ミッション 「期待の登校、満足の下校」

令和6年10月号

↓二中ホームページ↓



ようやく秋が訪れました…。同調圧力といじめについての一考

校長 小関 直

合唱祭へのご協力ありがとうございました。

近年の猛暑に鑑み、今年は体育祭と日程を入れ替えて実施させていただきました。「エアコンも設置されたし、熱中症対策は万全!」と思ったのは、6月まで。冷却機能がそこまでではなかったとは…。そして、結局猛暑が収まったのは、合唱祭翌日という皮肉な結果に。それでも、生徒は目的意識を高く持ち、話し合いを重ね、励まし合いながら練習に励み、美しい歌声を響かせてくれました。下級生の中には、上級生の合唱のすごさにあこがれを抱いた者も多かったようです。来年度に向けてさらにパワーアップしてくれることを期待しています。

ようやく秋が訪れました。そして、次の学校行事は、体育祭。工事の関係で、10月には校庭が再度縮小されます。昨年度よりもさらに狭い校庭での開催となりますが、合唱祭同様、仲間と協力し、体育祭を作り上げる「過程」を通して学びを深めてほしいと思います、それが大事。

中学生を支配するのは同調圧力？

私は通勤時、朝霞を通して新座にやってきます。登校時、二中校区に隣接するある朝霞の中学校の生徒の服装は、ほぼ全員が「体育着、短パン」です。これは熱中症対策として二中も同じ基準です。しかし、この夏、特徴的な違いに気がつきました。朝霞の中学校の校区を過ぎ、二中校区に入ると、途端に「体育着、短パン+ジャージ上」の生徒が圧倒的に多くなることです。熱中症を心配する声が近隣の方から寄せられるほどの多さです。「暑いから脱いだ方がいいんじゃない」と、声掛けはしますが、強制はできません。二中とのあまりの違いに、きっと朝霞の中学校では「ジャージ禁止令でも出しているのだろう」と思い電話で尋ねてみました。すると、対応いただいた朝霞の教頭先生からは意外にも「何も指導はしていない」との答えが返ってきました。話によると「暑くなると一斉に誰もジャージを着なくなり、気温が下がると一斉にジャージを着るようになる」のだそうです。二中の様子を伝え、「そんなに違うなんて不思議ですね」とのことでした。全く同感です。

同じ地区・生活環境、同じような気象環境にありながら、全く異なる着衣の選択はやはり不自然です。私なりに考えてみました。原因は「同調圧力」ではないかとの思いに現在は至っています。

同調圧力とは、特定の集団や社会において、個人が他者と同じ行動や意見を持つように圧力を感じる現象を指します。特に中学生のような発達段階では、友人やクラスメートからの同調圧力が非常に強く感じられることがあります。

例えば、服装や趣味、言葉遣いなどが他の生徒と異なると、それが原因で仲間外れにされることを恐れるため、他人に合わせる行動を取ることが多いようです。「同調行動」「コンフォーミティ」ともいわれます。

そうであるならば、隣接する中学校で、全く異なる登校風景が出現することも納得できます。朝霞では「みんなが

脱ぎ着をしているから」、二中では「みんなが着ているから」という圧力が働き、異なる行動をすれば仲間外れになるかもしれないという恐怖を感じている生徒が多いのかもしれない。仮説ですので、違っていたらごめんなさい。

同調圧力といじめ

同調圧力は、いじめ行為を助長することがあるともいわれます。例えば、クラスの中で特定の生徒がいじめられたとき、周囲の生徒が傍観してしまうことがあります。時には、加担する場合もあります。本来ならばいじめを止めたり、教員に知らせたりするべきなのに、自分がいじめのターゲットになることを恐れるため、静観してしまうのです。クラス集団において、同じ行動や意見を持つような圧力を感じたとき、個人の判断が正しく働かなくなることは、よくあることです。大人だって同様な傾向はあると思います。

現在のいじめのメカニズムは複雑であり、かつてのような「いじめっ子」「いじめられっ子」といった関係性は成り立たなくなっています。誰もが、いじめの加害にも被害にもなりえます。いじめを防ぐためには、学校や保護者が、同調圧力を軽減するための支援や教育を行うことも大切なのではないのでしょうか。

いじめの見方・考え方

かつてのいじめは、「ジャイアンとのび太」のような関係をイメージするものでした。今もそうした認識が一般的なのかもしれませんが。本校でも、そうした認識にとらわれた対応や指導が日常的に行われていたことは否めません。反省すべき点も多々あります。しかし、今はメカニズムが複雑で表面化しにくくなっている現状を踏まえ、被害者保護重視の観点から法律として「いじめ防止対策推進法」が制定され、いじめを「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」と定義しています。

このように、いじめの定義は、大変広いものとなっています。その意義は、その言動が「いじめであるか否か」を特定するよりも、その「再発防止」にあります。そのため、今年度本校では、法律やガイドライン等の法令に則った対応を積極的に行うようにしています。訴えがあった場合はもちろん、その有無に関わらず、法の定義に沿った行為が確認されれば、その疑いを含めて「いじめ」と認知し、該当の生徒と保護者の方に連絡をしています。突然の連絡に「うちの子はいじめなんかしません!」と憤慨なさる方もいらっしゃるかもしれません。世界で一番かわいい我が子がそんなことをする訳はありませんから。でも、その気はなくても、何気ない一言や言動が、相手にどう受け止められるかは別です。学校からの連絡は、教員と保護者が一緒に考え、「子供同士の関係調整をする」、「再発防止をする」といった趣旨ですので、ご理解いただけたら幸いです。

<参考>

いじめの認知件数 ※かつての「発生件数」とは異なる概念です。

4月1件、5月12件、6月4件、7月21件、8月7件、9月8件